加賀市健康福祉審議会高齢者分科会
令和８年度　第３回

資料５

５．高齢者お達者プランの施策体系について

加賀市健康福祉部介護福祉課

令和８年10月15日

高齢者お達者プランの位置づけ

・地域福祉計画等と調和が保たれたものでなければならない。（老人福祉法）
・要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定める計画と調和が保たれたものでなければならない。（介護保険法）

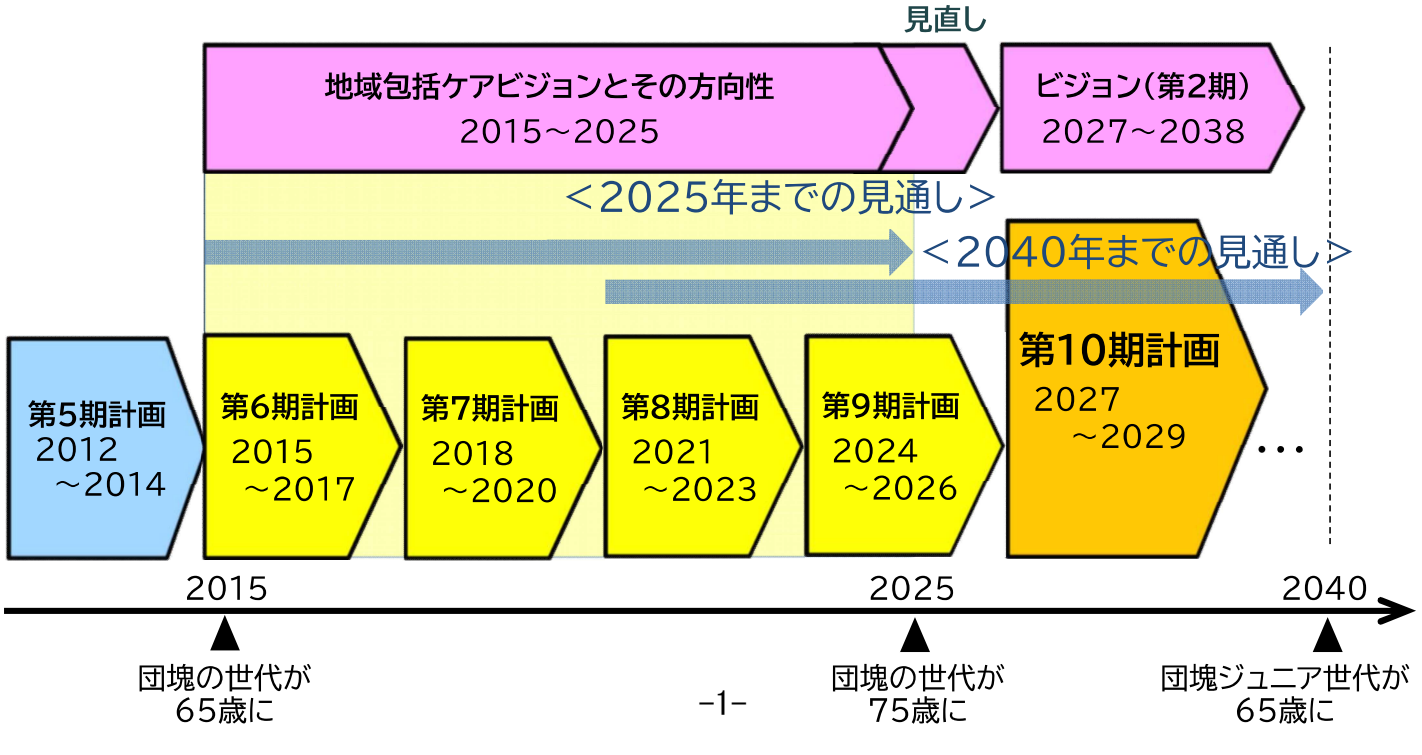
福祉こころまちプラン2025
（加賀市地域福祉計画） R7～11年度
（加賀市自殺対策基本計画） R7～11年度

加賀市健康福祉審議会

こども計画 R7～11年度	健やか親子21（後期） R7～R11年度	障がいのある人（子ども）のサポートプラン R9～11年度	高齢者お達者プラン R9～11年度	健康応援プラン（健康増進計画） R6～R17年度
		令和8年度策定中	令和8年度策定中	
こども分科会	こども分科会	障害者分科会	高齢者分科会	健康分科会
・市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法） ・市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法）	・市町村母子保健計画（母子保健計画策定指針）	・市町村障害者計画（障害者基本法） ・市町村障害福祉計画（障害者総合支援法） ・市町村障害児福祉計画（児童福祉法）	・市町村老人福祉計画（老人福祉法） ・市町村介護保険事業計画（介護保険法） ・認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法）	・市町村健康増進計画（健康増進法） ・市町村食育推進計画（食育基本法） ・保健事業実施計画（データヘルス計画）（国民健康保険法） ・特定健康診査等実施計画（高齢者の医療の確保に関する法律）

高齢者お達者プランの計画期間

・3年ごとの計画として策定
・第6期計画からは2025年（団塊の世代が75歳となる）を見通して策定
・第8期計画からは2040年（団塊ジュニア世代が65歳となる）も見通して策定
・2040年を見通して、加賀市版包括ケアビジョン（第2期）を策定し、第10期計画に包含



加賀市版 地域包括ケアビジョンの方向性（第2期）

本人主体

「私らしくあり続けることを大切にし、共に考え、認め合うことができるまち」

意図

○その人の歩んできた人生や、価値観を尊重し、その人の思いを理解しあい、本人の暮らしに応じた支援を行い、本人が望む暮らしを応援する。



住民主体

「自分たちのまちは自分たちで」をモットーに、それぞれの得意なことやできることを活かし、住民、行政、事業者が協働し、支え合う地域づくり

意図

○地域の課題を自分ごととしてとらえる。
○住民自身が担い手となり、自分たちのことは自分たちで決める。
○自主的な活動を仲間で支え合う。



圏域単位で予防・医療・介護・生活支援・住まいの5つの要素が一体的に提供されるもの

これまでのつながりや関係を大切にし、本人や地域の力を活かし、暮らしを継続するために、「本人主体」と「住民主体」を基本的考えとし、地域ごとのグランドデザインを描くこと

意図

○本人主体、住民主体は当事者視点の“声”。一体的提供とは、要素の組み合わせではなく、5つの要素がそれぞれのニーズに応じて統合され、提供されること。
○これまでの暮らしを継続するための、本人の力、周りの力の発揮によるのぞむ暮らしの実現に向けた取り組み。
○“暮らし”に視点を置いた本人に対する「個の支援」の積み上げにより、面としての地域課題にも取り組む。



持続可能な地域支援の基盤づくり

「支える人も支えられる人も無理なく暮らし続けられるICT等を活用した持続可能なまち」

意図

○ 介護人材や地域の担い手が限られるなかでも、ICTを活用し、専門職が本来の業務に力を注げる環境をつくる。
○ 見守り機器や情報共有のシステムを活用し、医療・介護の連携や在宅生活の安心を支える。
○ ICT等を上手に活用し、時間や負担を減らすことで、人と人がつながり、支え合う時間を生み出す。
○ 介護サービスに加え、新たな担い手づくりや企業等による多様な生活支援サービスの創出する。

高齢者お達者プラン

第10期計画の基本理念は、今後も継続して目指すべき内容であることから、第9期計画の基本理念を継承する。

基本理念

高齢者が住みなれた地域で支えあいながら、その人らしく、自立した暮らしを継続できる社会を実現する。

基本方針

第10期計画の基本方針については、個人への支援と地域づくりを一体的に進めるため、理念を分かりやすく示した第9期計画の基本方針を継承し、「第2期地域包括ケアビジョンの方向性」を踏まえた見直しを行う。

高齢者が住みなれた地域で支えあいながら、その人らしく、自立した暮らしを継続できる社会を実現する。

基本方針

- **・本人本位**
 - ・本人がしたいことやそれまでの当たり前の暮らし、その人らしい生活、なじみの関係を重視した支援を行う。
- **・住民主体**
 - ・行政の発意やアイデアによる活動を地域で実施するのではなく、地域住民の共感やアイデアを尊重し、地域活動の多様性を促す。
 - ・地域の関係者（住民・事業者・行政）が全員参加で関わる。
- **・個から出発する地域づくり**
 - ・地域住民の一人ひとりの困りごとと得意なことを出発点に地域づくりをすすめていく。顔が見える距離感で地域づくりをデザインしていく。
- **・持続可能な地域支援の基盤づくり**
 - ・支える人も支えられる人も無理なく暮らし続けられる、持続可能な地域づくりをすすめていく。

基本目標

第10期計画の基本目標についても、同様に第9期計画を継承する。

Ⅰ　本人の「したいこと」を支援する仕組みづくり　…その人らしく、自立した

いきいきと暮らし続けることができるよう、自分が「したいこと」を知り、自分が決めて、自分で行うことを支援する仕組みをつくります。

Ⅱ　地域で安心して生活し続けることができる体制づくり　…住み慣れた地域で

たとえ認知症やどんな状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができる体制をつくります。

Ⅲ　地域での支えあいの体制づくり　…支えあいながら

安心して住み続けることができる地域のために、地域住民が自らできることを考え取り組める体制をつくります。

基本施策（案）

第9期介護保険事業計画		第10期 基本施策（案）	第10期における考え方（案）
基本目標	基本施策		
Ⅰ	1）健康づくりと社会活動の推進	変更なし	
	2）自己決定と継続の支援	変更なし	
Ⅱ.		1） **地域包括支援センターの機能強化**	**機能と施策を棲み分けての記載とし、基本目標Ⅱの基本施策に位置付ける**
	1）認知症の理解と支援体制	2） **認知症の人の理解と支援体制の充実**	**市の認知症施策推進計画を策定し、その内容に置き換える**
	2）24時間365日の地域生活を支えるための基盤確保	3） 変更なし	
	3）在宅医療・介護連携、感染症・災害対策等の推進	4） 変更なし	
	4）安心安全の確保	5） 変更なし	
		新規（6） 介護人材の安定的な確保と定着及び介護業務効率化の推進	**介護人材の支え手が減る中でも、人材確保と業務効率化で持続可能な介護サービスの提供体制を守る**
Ⅲ.	1）多様な生活支援の充実	変更なし	
	2）住民主体の活動支援	変更なし	

第10期の施策体系（案）

